（揮発性物質放出規制対象船舶）

第十二条の十七の十三　法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（自衛隊の使用する船舶及び装備移転の対象となる船舶として製造されるもの（第十二条の十七の二十一第一項において「装備移転船舶」という。）を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。

一～三　（略）

（オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外）

第十二条の十七の二十一　法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶とする。

2　（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別の用途） **第一条の五の六**　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。 （特別の用途の船舶） **第一条の二十一**　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。 一　自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶 二・三　（略） （検査対象船舶） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、自衛隊の使用する船舶、装備移転船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。 6　（略） 7　第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。 一　（略） 二　自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶 三・四　（略）	（特別の用途） **第一条の五の六**　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、自衛隊の使用する船舶及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。）の対象となる船舶として製造されるもの（第一条の二十一第一号並びに第二条第五項及び第七項第二号において「装備移転船舶」という。）への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。 （特別の用途の船舶） **第一条の二十一**　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。 一　自衛隊の使用する船舶 二・三　（略） （検査対象船舶） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。 6　（略） 7　第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。 一　（略） 二　自衛隊の使用する船舶 三・四　（略）